

改正

平成18年 3 月31日告示第49号
平成18年 5 月25日告示第125号
平成18年 7 月 5 日告示第150号
平成19年 3 月 7 日告示第45号
平成19年 3 月30日告示第81号
平成20年 4 月 1 日告示第55号
平成21年 6 月 5 日告示第120号
平成23年 3 月31日告示第52号
平成23年 5 月26日告示第117号
平成25年 3 月18日告示第30号
平成25年 9 月30日告示第201号
平成26年 4 月 1 日告示第77号
平成27年 6 月25日告示第150号
平成30年 3 月30日告示第65号
令和元年12月27日告示第115号

伊賀市建設工事等検査要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号。以下「規則」という。）及び伊賀市工事執行規則（平成16年伊賀市規則第169号。以下「執行規則」という。）の規定に基づき、建設工事等に係る検査（以下「検査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査員 工事等について契約の適正な履行を確認するため、検査を実施する職員をいう。
- (2) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計、製造及び修繕工事（以下「工事等」という。）とする。
- (3) 事業担当課 工事等の施工を主管する課をいう。

(4) 監督員 工事等の請負について、当該工事等を監督する職員をいう。

(5) 受注者 規則に基づく契約者をいう。

(検査の種類等)

第3条 検査の種類とその内容は次のとおりとする。

(1) 完成検査 契約書、設計書及びその他関係書類に基づき、工事等が完成したときに行う検査

(2) 出来高部分検査 契約書、設計書及びその他関係書類に基づき、工事等の一部が完成したときに、その完成部分について工事等費用の部分払いをしようとするときに行う検査

(3) 中間検査 検査員が、必要があると認めたとき又は事業担当課長から依頼があった場合に工事等の施工途中において行う検査

2 前項に規定する検査は、最終契約金額が130万円を超える工事等を対象とし、最終契約金額が130万円以下の工事等については、別に定める伊賀市建設工事等の検査事務の手引き（以下「手引き」という。）により検査するものとする。

3 会計検査については、事業担当課が説明するものとし、担当課の要請があれば、検査員は立会いするものとする。

(検査事務の処理)

第4条 市が執行する工事等の検査事務は、契約監理課長が処理する。

2 検査事務の全部、又は一部を本庁又は各支所の検査員に処理させることができる。

3 前項の規定により、本庁又は各支所の検査員が検査事務の全部又は一部を処理する場合においては手引きにより、検査員を選定し、任命する。

(検査員の権限)

第5条 検査員は、工程管理及び土木工事検査基準、電気機械設備工事検査基準、営繕工事検査基準及び測量・調査・設計業務検査基準に基づき工事等の改善を図るため、事業担当課長、監督員、又は受注者に対し、設計、施工技術等について必要な指示をすることができる。

2 検査員は、検査に当たり特に必要があるときは、監督員及び受注者に対して当該工事に関する説明を求め、又は検査目的物の一部の破壊、その他の措置を要求することができる。この場合において受注者は、検査後直ちに自己の負担により原形に復さなければならない。

(検査の実施)

第6条 工事等に係る完成検査、出来高部分検査及び中間検査は、検査員が契約書、設計書、その他の関係書類に基づいて、適正かつ厳正に行わなければならない。

2 検査の方法等については、土木工事検査基準、電気機械設備工事検査基準、営繕工事検査基準及び測量・調査・設計業務検査基準に基づいて実施するものとする。

(検査実施の手続)

第7条 事業担当課長は、工事等請負契約締結後速やかに工事等請負契約書及び関係書類等の写しを契約監理課長に提出するものとする。

2 契約監理課長は、前項の規定による提出を受けたときは、工事等検査台帳を作成し、検査計画を立てるものとする。

3 事業担当課長は、検査を受けようとするときは、検査依頼書（様式第1号の3）及び検査に必要な関係書類を、契約監理課長に提出するものとする。

4 契約監理課長は、前項の規定による提出を受けたときは、検査任命書（様式第1号）、（様式第1号の2）により、検査を実施する日時及び検査員を決定し、工事等検査実施通知書（様式第2号）により、事業担当課長に通知するものとする。

5 事業担当課長は、前項に規定する通知を受けたときは、検査日時等について当該工事等を担当した監督員及び受注者に対し通知するものとする。

(検査の立会い)

第8条 検査は、当該工事等の監督員及び受注者、又は現場代理人が立会わなければならない。

(検査の実施報告)

第9条 検査員は、検査を実施したときは、工事等検査報告書（様式第3号）、その他検査に関する書類を作成して、契約監理課長に報告しなければならない。

(検査認定の通知)

第10条 契約監理課長は、前条の規定による報告を受けたときは、工事等検査認定通知書（様式第4号）により事業担当課長に通知するものとする。

2 事業担当課長は、前項に規定する通知を受けたときは、当該工事等を担当する監督員及び受注者に対し、その旨を通知するものとする。

(手直し指示)

第11条 契約監理課長は、検査の結果不合格の部分があるときは、事業担当課長に対し、その不合格部分について、手直しを命ずることができる。

2 事業担当課長は、前項の命令を受けたときは、受注者に対しその不合格部分について手直し指示書（様式第5号）により指示するものとする。

3 事業担当課長は、前項の手直しが完了したときは、手直し完了報告書（様式第6号）及び再検

査依頼書（様式第7号）を契約監理課長に提出し、改めて検査を受けるものとする。

（書類判定）

第12条 検査員は、地中又は水中等外部に現れない工事でその適否の判断が困難な場合には、監督員から工事施工の状況等を聴取するとともに、記録、写真資料その他関係書類に基づいて判定することができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日告示第49号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月25日告示第125号）

この告示は、平成18年5月25日から施行し、改正後の伊賀市建設工事検査要綱の規定は平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成18年7月5日告示第150号）

この告示は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成19年3月7日告示第45号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第81号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日告示第55号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月5日告示第120号）

この告示は、平成21年6月5日から施行し、改正後の伊賀市建設工事等検査要綱等の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月31日告示第52号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月26日告示第117号）

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成25年3月18日告示第30号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月30日告示第201号）

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第77号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月25日告示第150号）

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第65号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月27日告示第115号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

決裁区分	副市長	部長	次長	課長	所属長等	係長	係

年 月 日

様

印

検 査 任 命 書

下記の工事について検査員を任命します。

記

契 約 番 号			
検 査 回 次			
検 査 希 望 日	年 月 日	検査区分	
工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	年 月 日から	年 月 日まで	日間
完成・出来形日	年 月 日		
請 負 代 金	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		円 円)
受 注 者			
監 督 員 職 氏 名			
管 理 番 号			
備 考			

様式第 1 号の 2 (第 7 条関係)

決裁区分	副市長	部長	次長	課長	所属長等	係長	係

年 月 日

様

印

検 査 任 命 書

下記の業務について検査員を任命します。

記

契 約 番 号			
検 査 回 次			
検 査 希 望 日	年 月 日	検査区分	
業 務 委 託 名			
履 行 場 所			
履 行 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
完 成 ・ 出 来 形 日	年 月 日		
業 務 委 託 料	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		円 円)
受 託 者			
監 督 員 職 氏 名			
管 理 番 号			
備 考			

様式第1号の3 (第7条関係)

検査依頼書

様

下記の検査を依頼します。

年 月 日

印

年度	契約番号	検査番号	
件名			
場所			
期間			
請負代金		契約日	
請負者			
監督員	監督員		
	監督員		
完成期限		届出等受理日	
検査区分		出来高率	

様式第2号 (第7条関係)

工事等検査実施通知書

年 月 日

事業担当課長

様

契約監理課長

印

下記のとおり 検査を実施いたしますので通知します。

施 工 年 度	年度	契約番号	第 号
工 事 又 は 業 務 名			
工 事 又 は 履 行 場 所	伊賀市	地内	
請負代金又は委託料	金	円也	
契 約 年 月 日	年 月 日		
工 期 又 は 履 行 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
受 注 者 又 は 受 託 者			
完 成 年 月 日	年 月 日		
監 督 員		現場代理人 管理技術者	
検 査 日 時	年 月 日 時 分		
検 査 員			
備 考			

工 事 等 検 査 報 告 書

年 月 日

契約監理課長 様

検査員

㊦

下記工事等について 検査の結果を報告します。

施 工 年 度	年度	契約番号	第 号
工 事 又 は 業 務 名			
工 事 又 は 履 行 場 所	伊賀市	地内	
請負代金又は委託料	金	円也	
契 約 年 月 日	年 月 日		
工期又は履行期間	年 月 日～ 年 月 日		
受注者又は受託者			
完 成 年 月 日	年 月 日		
監 督 員		現場代理人 管理技術者	
検 査 年 月 日	年 月 日		
再 検 査	有・無		
所 見			

様式第4号（第10条関係）

工 事 等 検 査 認 定 通 知 書

年 月 日

事業担当課長

様

契約監理課長

印

下記工事等について 検査の結果契約書のとおり履行されていることを認めます。

施 工 年 度	年度	契約番号	第 号
工 事 又 は 業 務 名			
工 事 又 は 履 行 場 所	伊賀市	地内	
請負代金又は委託料	金	円也	
契 約 年 月 日	年 月 日		
工 期 又 は 履 行 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
受 注 者 又 は 受 託 者			
完 成 年 月 日	年 月 日		
検 査 年 月 日	年 月 日	検 査 員	
立 会 人	受注者又は受託者 (現場代理人又は管理技術者)		
再 検 査	有・無	再 検 査 日	年 月 日

様式第5号 (第11条関係)

手 直 し 指 示 書

第 号
年 月 日

受注者

様

伊賀市長

印

年 月 日実施した検査の結果、下記事項について手直しするよう指示
します。

施 工 年 度	年度	契約番号	第 号
工 事 又 は 業 務 名			
工 事 又 は 履 行 場 所	伊賀市	地内	
請負代金又は委託料	金	円也	
契 約 年 月 日	年 月 日		
完 成 年 月 日	年 月 日		
検 査 年 月 日	年 月 日		
立 会 人		受注者又は受託者	
検 査 員			
手 直 し 期 限	年 月 日		
手 直 し 事 項			

様式第6号（第11条関係）

手 直 し 完 了 報 告 書

年 月 日

伊賀市長

様

受注者

㊞

下記の手直しを完了したので報告します。

施 工 年 度	年 度	契 約 番 号	第 号
工 事 又 は 業 務 名			
工 事 又 は 履 行 場 所	伊 賀 市		地 内
請 負 代 金 又 は 委 託 料	金		円 也
契 約 年 月 日	年 月 日		
工 期 又 は 履 行 期 間	年 月 日 ~	年 月 日	
手 直 し 指 示 年 月 日	年 月 日		
手 直 し 期 限	年 月 日		
手 直 し 完 了 年 月 日	年 月 日		
備 考			

再 検 査 依 頼 書

年 月 日

契約監理課長 様

事業担当課長

印

年 月 日付け手直し指示書に基づく手直しが完了したので、再検査を依頼いたします。

施 工 年 度	年度	契約番号	第 号
工 事 又 は 業 務 名			
工 事 又 は 履 行 場 所	伊賀市	地内	
請負代金又は委託料	金	円也	
契 約 年 月 日	年 月 日		
受注者又は受託者			
手 直 し 期 限	年 月 日		
手直し完了年月日	年 月 日		
監 督 員			
検 査 希 望 日	年 月 日		